

Title	慶應義塾幼稚舎における学童集団疎開に関する一考察：幼稚舎緊急対策後援会との関係から
Sub Title	A study on the evacuation of schoolchildren at Keio Yochisha Elementary School
Author	柄越, 祥子(Tsukakoshi, Sachiko)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	2006
Jtitle	近代日本研究 (Bulletin of modern Japanese studies). No.23 (2006. ) ,p.131- 168
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20060000-0131">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20060000-0131</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 慶應義塾幼稚舎における学童集団疎開に関する一考察

——幼稚舎緊急対策後援会との関係から——

柄 越 祥 子

### 一 はじめに

学童疎開史研究が本格的に行われるようになってきたのは、昭和が終わる頃からと言える。そこに至るまでも多くの回想録や自治体史での記述もなされてきているが、研究という意味に於いて本格化するものは、その嚆矢といわれている逸見勝亮の「日本学童疎開史研究序説」〔北海道大学教育学部紀要』第五一号、昭和六十三年〕以降である。逸見は集団疎開政策の決定過程を丁寧に洗いなおし、これまで学童疎開の出発点を昭和十九年六月三十日の閣議決定としてきた「常識」を覆すことに成功した。そして、この「常識」が、「研究者の仕事と体験記録とはお互い補いあう関係」であったために形成されたものであることを指摘している<sup>(1)</sup>。

この論文とはほぼ時を同じくして、豊島区と品川区などの自治体による企画展示や、そこでの収集史料をもと

にした、資料集の刊行がなされた。<sup>(2)</sup> また、全国疎開学童連絡協議会による『学童疎開の記録』（全五巻、大空社、平成六年）は研究史、行政資料、回想録など、あらゆる疎開関連資料の集大成となっている。このように、学童集団疎開の研究はここ数十年で大きく深まりを見せている。

しかし、これらの研究のほとんどが公立の国民学校を素材としたもので、異色なのは、管見の限り、官立の東京第二師範附属国民学校初等科の事例を取り扱った長谷幸江「集団疎開 ある典型——東京第二師範附属国民学校初等科の場合」〔生活と文化〕四号、豊島区郷土資料館編、平成二年）のみである。疎開経験が「人によってそれぞれ異なる」「固有性」のあるものであるならば、<sup>(3)</sup>少数派であっても、国民学校以外の学校の経験を明らかにし、その固有性を析出することには意味があるのではないか。

昭和十六（一九四一）年「国民学校令」において「認定学校」とされた、いわゆる私立小学校も、一般の国民学校とはほぼ同じ時期に似たような条件で集団疎開を実施させられている。国民学校でさえ、疎開は「地域・学校によって落差が大きい」という指摘がなされるが、それ以上に一括りにできない私立学校の疎開状況は、<sup>(4)</sup>未だ各学校史の域を出ていない。今後、各学校に残された史料を、行政史料や受け入れ地の史料と組み合わせながら、疎開の実態をより客観性を以て明らかにすると共に、私立学校同士や一般国民学校などとの比較によって、各私立学校固有の疎開経験を、戦時期の教育史の中に位置づけていく必要があるのではないだろうか。

本稿では、そうした、私立学校の学童疎開史の一つとして、一私立学校である慶應義塾幼稚舎を取り上げる。今回利用した史料は、慶應義塾福沢研究センターに所蔵されている清岡映一旧蔵史料である。清岡映一は、戦時期に、国民学校の学校長にあたる、幼稚舎の主任を務めた人物であるが、彼の残した日記や多くのメモには、当時の疎開学園経営の細部が、断片的にはあるが描かれている。これらを他の史料に照らし合わせ組み立て

ることで、これまで触れられることの少なかつた、私立学校の疎開学園の一断面を明らかにしたいと考える。  
なお、本稿では、敬称は省略し、原則として史料中の旧字、異体字、合字は現代通行の字体に改めた。

## 二 慶應義塾幼稚舎疎開学園の概要

『稿本慶應義塾幼稚舎史』（以下『幼稚舎史』と記す）によれば、幼稚舎疎開学園は昭和十九（一九四四）年八月二十五日に東京を出発してから、昭和二十年六月三十日に青森県西津軽郡木造町へ再疎開するまでの間、静岡県田方郡修善寺町に置かれていた。当初は三年生以上の三四五名（八月二十四日の統計）の児童が教職員、傭母、傭員などと共に、三つの旅館に分かれて集団生活を行った。概要を以下に示す。<sup>(6)</sup>

### 野田屋（第一学寮）

六年K組、五年K組、四年K組

教員吉田小五郎、奥山貞男、小池喜代蔵、永野房雄、寮母六名、作業員五名

### 仲田屋（第二学寮）

六年O組、五年O組、四年O組

教員松原辰雄、大島継治、渡辺徳三郎、赤松宇平、川村博通、寮母八名、作業員五名

### 涵翠閣（第三学寮）

六年B組、三年慶組

教員林佐一、内田英二、吉武友樹、小堺徹、寮母四名、作業員三名

この疎開学園の責任者を務めたのが、当時の幼稚舎主任・清岡暎一である。彼は慶應義塾創始者である福沢諭吉の孫に当り、自身も幼稚舎の卒業生であった。若くしてアメリカに留学し、『福翁自伝』の英訳を手がけるなど、国際交流、英語教育に力を尽くした。<sup>(7)</sup>清岡自身は後の回想で幼稚舎主任を務めたことに関して、「この就任はあやまりであった」と評価を下しているが、実際は昭和十三年九月の就任以降、さまざまな試みを積極的に行っている。教員による諸教科の研究会や、児童による自治委員会などを実現し、<sup>(9)</sup>「幼稚舎新聞」の前身である「幼稚舎ニュース」の創刊もこの時期の出来事である。<sup>(10)</sup>

こうした取り組みにもかかわらず、清岡が自身の主任就任を「あやまりであった」とした理由の一つには、彼が「国際的な考え」<sup>(11)</sup>の持ち主であったことが挙げられる。そのため戦時下の教育を行うことに人一倍苦痛を伴ったのであろう。また、一つには「事務的能力にかけ」「仙人」まがいの人間であるために「主任には不適任」であると自身が述べている。<sup>(12)</sup>「生来病弱で且つ徹底的な平和愛好者」と言われる清岡暎一にとって、この時代の主任を務めること、さらに疎開学園という校外での特殊な学校運営を行うことが非常に困難であったことは想像に難くない。こうした彼を支えたものの一つとして、特に疎開期にあつては保護者たちからなる幼稚舎緊急対策後援会（以下後援会と記す）の存在がある。

この後援会の成り立ち、目的などを説明したものととして、清岡暎一の筆跡と思われる原稿が残っている。

幼稚舎は今まで普通国民学校にていふ後援会或は教育奉仕会といふものはありませんでした。今回学童集団疎開についてはじめて後援会といふものを作り、学校に協力して色々児童の生活の充実を計るやうお願いして居りますが、後援会委員のみならず父兄一般の熱心なる御努力に深く感謝して居る次第であります。

す。時には複雑な交渉について学校が直接になすよりも後援会委員に願ひした方が好都合のこともありますので随分立ち入ったことについても御協力をお願いして居る次第であります。それで只今では学校と父兄とが以前に見られなかった親密な関係をもつやうになりました。勿論この新しい事態に対し行き過ぎ等のないやう慎重に注意してか、らねばなりません。只今学校当局としては甚だ慣れぬ仕事に当つて居りますので、委員の方々の御注意御協力に深く感謝して居る次第であります。(後略)

【清岡暎一旧蔵史料】資05120 慶應義塾福沢研究センター所蔵。以下「清岡暎一旧蔵史料」は、資料番号もしくは仮番号のみ表記する。】

ここから分かる通り、後援会は「複雑な交渉」という、疎開学園の運営に関して重要と思われる事柄に手腕を発揮することが期待されていた。本稿では、この後援会の発足過程や実際の活動を通して、私立においては非常に重要であると思われる保護者の動向を、その組織的活動を通して明らかにしていこうとするものである。

### 三 疎開学園の実施の経緯

#### (1) 後援会発足過程

昭和十九年一月一日以降の清岡暎一の日記<sup>(14)</sup>で、疎開についての記述がなされるのは二月に入ってからである。

二月廿一日 月

(前略) 山本孝信氏来訪、疎開の希望、その後帰校し得るや否やの質問 戦争はここ一年なるべければ一年の休学の問題なり。

二月二十六日 土

戦時対策委員会(通称相談役)を定め初の会合をす。(中略)

議題・疎開のこと。幼稚舎校舎の供出の必要ある場合の対策等。(後略)

二月二十八日 月

土曜日の相談役の決議により、今日は一時間目を休み、生徒は自習、先生は会議。生徒の疎開希望者に学校が出来るだけの便宜を与えることとし。(後略)

これらの例からも分かるように、この時期幼稚舎では疎開⇨縁故疎開を意味していた。これは「当初から政府や自治体は一貫して「縁故疎開」を強力に奨励<sup>(15)</sup>していたこととも関連する。十九年六月三十日の「学童疎開促進要綱」以降も、少なくとも清岡自身はジレンマを抱えながらも縁故疎開を中心に推し進めて行こうとしている様子が分かる。

七月十一日 火

三田に西村理事(西村富三郎——筆者注)を訪ね疎開の了解を得。サイパン島の戦局に鑑み児童の疎開を極力勧奨し、為に生徒を失ひ自然休校となることを覚悟して当らんとす。

午後清明学園にて私立学校協会の集りあり授業料値上げ、及び疎開、殊に衆団疎開につき懇談す。結論な

し。他の学校は八月の授業料を取る内諾を得たる様なれども幼稚舎にては、それもできず。

七月十二日 水

放課後教員会議。

教員達は疎開のため幼稚舎が自然消滅するも辞せずといふことを大いにおしむ。集団疎開を強行せんと云ふ。東京都にて集団疎開の計画ある如くなれど未だ発表せられず。結論を得ず。(後略)

七月十五日 土

父兄会を午後一時より三田大講堂に開く。個人疎開を極力勸奨す。(後略)

これらの記述には、縁故疎開によって児童がばらばらになり、学校が成り立たなくなるのではないか、という私立ならではの不安が見え隠れしている。それでも、縁故疎開の「為に生徒を失ひ自然休校となることを覚悟」する、というのが清岡のこの時期の指針である。

しかし、この十五日を境に縁故疎開の勸奨を前面に打ち出していた状況が一変する。

七月十六日 日

午后一時 養正館にて都校長会議あり。集団疎開につきて指示あり。その後認定学校のみ国民教育課長をかこみて質問。

東京都の学童集団疎開は、十九年六月三十日閣議決定の「学童疎開促進要綱」以降急速に具体化していった。



東京都教育局の動きを追ってみると、「学童疎開ニ関スル件」を議題として、七月七日に区長会、七月十三日に区教育課長会を開催している。<sup>(16)</sup>さらに七月十五日には各区長宛てに「学童疎開促進ニ関スル件依命通牒」を出し、「国民学校児童ノ疎開ヲ強度ニ促進スルコト、相成候ニ付」、宿舍の選定、契約、教職員ノ派遣、輸送に關することまで、ある程度具体的指示を出した。<sup>(17)</sup>そしてさらに、「縁故疎開及ビ集団疎開ノ勸奨」として、学長に「今月二十日迄ニ」保護者から「集団疎開申告書」か「縁故疎開申告書」か「集団疎開又ハ縁故開ヲ希望セザル者ノ理由調査」を回収するように命じている。

この期限付きの通牒に基づき、翌十六日に先の都校長会議が、日曜日にもかかわらず開かれることになる。そこでは「学童疎開ハ縁故疎開ニ依ルヲ原則」としながらも、「縁故疎開ヲ為シ難キ初等科三年生以上六年生迄ノ学童ニ付テハ極力集団疎開ヲ勸奨スルコト」という指示がなされた。<sup>(18)</sup>これ以降、校長たちは集団疎開の実現に向けて具体的に動かざるを得なくなり、翌日から「東京都各区で、集団疎開の「勸奨」は「時を移さず急速敏活に進行」<sup>(19)</sup>した。幼稚舎においても教員たちが集団疎開のことで奔走し始めるのだが、その過程で、後援会設立の計画が持ち上がって来た。

七月十七日 月

九時に渋谷区の校長会議あり。高橋先生出席せらる。

自分は十時頃三田に理事会に出席。疎開の話をする。放課後教員会議。

七月十八日 火

色々の計画をもつ。夕方評議員会に行き理事達に幼稚舎緊急対策後援会設立のことを相談す。その後山村

氏、富田氏とそのことにつき懇談。

この草案の作成は林功、高橋勇、吉田小五郎という幼稚舎教員によるものである。吉田は日記のなかで「塾当局之を許すや否や」と不安を述べているが、この不安は現実のものとなった。<sup>(20)</sup>

七月廿日 木

三田に午前中理事会に出席。幼稚舎にて父兄間に後援会を組織し、この緊急時に際し、殊々疎開の難関突破の資金を得ることを呈議し、否決せらる。

甚だ不手際のことなり。自ら恥づ。(後略)

七月廿一日 金

(前略) 教員会議。後援会の案不成立に失望の色濃し。この問題につきましては主任に一任せられることを求む。(後略)

理事会でどのような経緯があったのか、現在手元にある史料では確かなことは分らないが、一度理事会で否決された後援会の案は、最終的には、七月二十四日に、清岡が塾長の小泉信三と直接対談し、設立の承認を得ることとなった。別のメモによると、「(後援会は――筆者補) 塾長の意見にて今回は集団疎開児童の父兄に呼びかけることとす。故に発起人はすべてその父兄なり。但し個人疎開、残留の父兄も参加を妨げず(仮〇〇)」とあることから、逆に、幼稚舎教員による草案は、組織の主体が保護者でも、醸金を呼びかける対象が保

護者以外のものであった可能性があり、そのことが理事たちの賛同を得なかつたとも考えられる。<sup>(21)</sup>とにかく、塾長に後援会の設立が承認されたことで、この日の清岡の日記には「やっと安心。幼稚舎教員達の喜ぶこと。」と記載されている。

これ以降、翌日には後援会を組織するために保護者代表者と会見をし、七月二十八日には「発起人会<sup>(22)</sup>」を開くなど、清岡たちは、後援会発足に向けて精力的に動いている。この発起人会では十六人の保護者による討議の結果、正式に後援会が発足した(七月二十八日)。そして三十日には疎開児童の保護者を中心とした父兄会を開き「後援会の秋山氏(四年生の保護者。後援会会長——筆者注)起<sup>(23)</sup>つて後援会発起人を代表してお話あり。異議なく可決<sup>(23)</sup>」の運びとなった。この父兄会で清岡は「趣意書を配布、お話もする予定(仮0187)」としているが、その原稿と思われるメモ、また趣意書と共に配布された会則<sup>(24)</sup>を以下に示す。

j u l y 3 0

1、後援会結成の経緯

- 2、目的——疎開学園における食料 燃料等が潤沢に行くやう。父兄負担の十円と補助の他に財源を得る為。
- 3、地区決定交渉につきては学校に一任して安心なること。
- 4、会費は四円位を標準とすること。
- 5、個人疎開の人にも趣意書をお送りしたこと。

菅原君(六年生の保護者。後援会委員——筆者注)の suggestion

後援会業務一端。

1、県当局へ連絡援護 / 2、中央当局（文部省、都、区）へ連絡援護 / 3、疎開先三田会へ連絡 / 4、疎開先と在京父兄との連絡 / 5、疎開先に於ける物資収集援助 / 6、東京よりの輸送援助 / 7、疎開による特別経費負担補充 / 8、医事衛生に関する援助 / 9、娯楽等に関する援助  
父兄への依頼事項一端。

1、汎ゆる意味の有力者へ紹介を頂きたし。（主任を紹介……連絡統制をとるため）

2、東京及び現地にて輸送上の便宜を与へられたし。御連絡を乞ふ

3、会費以外の所謂寄附金品を御遠慮なく願ひする。（直接学校へにて結構。）

【資 05087】

慶應義塾幼稚舎緊急対策後援会々則（案）

第一条 本会ハ慶應幼稚舎緊急対策後援会ト称ス

第二条 本会ハ幼稚舎ノ教育活動ノ完遂ヲ期シ、特ニ目下非常時対策実施ニ協力スルモノトス（中略）

第四条 本会ハ幼稚舎在校生父兄ヲ以て組織ス

第五条 本会ニハ左ノ役員ヲ置ク

一、会長 一名 / 二、副会長 一名 / 三、委員 若干名

役員ノ任期ハ二年トシ重任ヲサマタゲズ

第六条 本会々員ハ左ノ会費を醸出スルモノトス

一口月額金拾円トシ二口以上ヲ妨ゲズ

毎月或ハ六ヶ月分一時納入トス

これらの史料を読む限り、後援会の主たる目的は経済的援助であるが、それ以外の役割も期待されていることが分かる。それも各方面への連絡、物資の収集輸送など、教務を除く幅広い分野を担うことになっている。委員以外の保護者への依頼事項を見ても「有力者へ紹介」や「会費以外の所謂寄附金品」を期待するなど、後援会や保護者が持っていた経済的社会的力の高さ推察させる。

初期の幼稚園の疎開事業は、基本的に政府の路線に沿って、縁故疎開中心で推移しているため、七月十五日の集団疎開の勸奨の話が出てから慌しく準備に追われることとなった。その過程で設立された後援会の存在は、集団疎開という未経験の事態に、手探り状態であたる幼稚園側の保護者への期待の大きさの表れであった。

(2) 後援会による支援の開始

昭和十九年八月になっても、都から疎開先は発表されず、清岡をはじめ教員、保護者など、関係者を苛立たせていた。一方、後援会の寄附の受取は八月六日から始まり、その時点で二万円が集まっている。清岡は当時の日記の中で「父兄達は疎開を云て愉快な林間学校を想ってゐる。戦争意識の薄きこと心許なし（八月六日）」と、保護者の態度を戒めながらも、「今日疎開の問題につき寄附を申出でらるる人多し。殊に個人疎開者に申出の多きことは感謝にたへず（仮0187）」と、協力者の多いことに感謝の意を示している。この後も寄附は続き、八月二十二日までに二万五千二百円、十二日までは三万七千七百円となり、さらに疎開に出発してからも追加されている（仮0187）。この頃の後援会の様子は以下の通りである。

後援会現状

八月二十日現在

一、後援会加入者数

二八二人

一、口数合計

一三五二口

一、払込会費合計

七九二一〇円

一、集団疎開参加児童

三四四名

後援会加入者中の個人疎開児童父兄

十五名

集団疎開児童の父兄について後援会に未加入の者

約七〇名

現在の申込口数

平均五〇口弱

大部分は六ヶ月分前納

支出。赴任費として一名二〇〇円、十六名

三二〇〇円

【資 05115】

縁故疎開でありながら、後援会に加入し醜金を払っている保護者が十五名いることや「大部分は六ヶ月前納」していること、また、先ほどの寄附金についても、個人疎開でありながら、千円という高額の寄附を行なっている保護者が初期の記録だけで二名もいること（仮083）は、父兄の協力体制やそれを可能にする経済力を示しているよう。一方、集団疎開を希望しながら、何らかの事情で後援会に加入していない保護者が七十名程いることも、一様でない児童の家庭背景を示すものとして興味深い。

八月十五日の父兄会で渋谷区長自ら疎開先を修善寺と発表、早くも二十五日には出発の運びとなる（八月十

五日)。修善寺に到着すると、清岡は早速翌日から旅館との料金の交渉、役場や警察、婦人会、旅館組合などへの挨拶、または訪問などに忙殺され、「昨日ついたばかりなるにもう五六日もあたるやうな感じ（八月二十六日）」「まだ三日目なれど一週間もすぎた感じ（八月二十七日）」であった。一方児童達も、慣れない環境と粗食のためにストレスを増幅させていた。

八月廿九日 火

朝五時過ぎに5Kの木下君泣いて小池先生の寢床に来る。この日急に生徒達が皆さびしがりをはじめ。6Kの安東君「子守歌をうたっておましたら、急に東京がこひしくなつて涙が出てしまひましたよ」といふ。夕方にはどの室でも泣く子あり。いづれも空腹を急に感じはじめた。毎日飯一杯に一汁或は一葉のみ。魚は一回もなし。栄養など問題にならず、腹を満たすことのみが当面の問題なり。午前中旅館組合の大地氏と懇談。午後は会計、始めての給料を出す。

藤井婦人。太田正雄氏（五年生保護者。後援会委員——筆者注）来訪。（中略）今日は生徒中に笑ふものなし。

八月三十日 水

高橋立身、赤松両君帰京。太田氏野田屋主人と懇談食量を増して、食事をよくすることを定めらる。

教員として数日を量してさだまらざることを一挙に定む、さすがは後援会委員 Business man なり。（中略）今日はオヤツを出し、晩飯もよくなる。全員大喜び。（後略）

この出来事に象徴されるように、後援会は「疎開が実施されてみると、現地の事情、物資の欠乏は予想以上で、委員を通じて実質的の援助を要請するにいたり、ここに後援会の活動が始まった<sup>(25)</sup>」とされている。また、後の教員の回想にも「疎開地の食料が悪いというので、東京の後援会がだんだん強化された<sup>(26)</sup>」と、あることからも、修善寺の実態を目の当たりにして、本来想定していた以上の役割を、後援会が担うようになっていったことが分かる。

九月四日には後援会委員会があり、父兄会での最初の報告も東京でなされた。委員会では早速、後援会の援助体制を確立するため「小委員会委員と会計委員を定め、今後の活動、食料獲得の方策を定（九月四日）」めた。ここでの決定は以下の印刷物に見られる。

九月四日幼稚舎緊急対策委員会決議により、左の五氏<sup>(27)</sup>が小委員会委員に選任せられ、後援会の仕事、殊に食料並びにその運搬に対して、常時その衝に当られることになりましたから、御気付の点は、左記の五氏に御連絡くださいます。一層の御援助を願ひます。

菅原卓氏 (住所・電話番号) / 戸谷富佐雄氏 (住所・電話番号)

太田正雄氏 (住所・電話番号) / 安井治兵衛氏 (住所・電話番号)

近藤政章氏 (住所・電話番号)

昭和十九年九月 慶應幼稚舎 主任 清岡映一

【資 05118】

この小委員会委員をはじめ、その他後援会委員の「犠牲的貢献助力<sup>(28)</sup>」は相当なものであったことが方々の史



料に見られるが、それは、単に食料収集や金銭的な問題だけではなく、運送など、この時代状況のなかでのさまざまな問題を乗り越えてのことであった。

九月六日 水

午前十時半頃50渡瀬氏の好意により天城へ行く空トラックをまわしていただき昨日より集まった食料品を積込み、途中横浜にて濱田氏の好意による鮮魚一樽を積む予定にて十時頃出発せしむ。五時過ぎに横浜着。魚は遂につまず。修善寺には十一時近くに到着。大変な運転手にあつたものなり。

九月九日 土

6Kの小高氏と共に修善寺へ。(中略)

修善寺には太田、戸谷両氏あり。疎開学園後援に大活躍し居らる。

宮下先生小此木君同道、横浜にて濱田氏の鮮魚イワシを二十貫程取り、持参。晩飯の膳をにぎわす。全生徒に四五匹づつわたる。

太田が「疎開学園後援に大活躍」したということの一つは、六日の日に「鮮魚一樽」を積むことを失敗した後、太田が連絡指示を出して、九日の成功に導いていることであろうこの日の食事はとても充実していたらしく、児童の日誌の中にも「宮下先生もおみやげを持って、来られた。夜はとても御ちそうだった<sup>(30)</sup>」という記述があり、その喜び具合が分かる。

また、多くの疎開体験で語られることであるが、幼稚舎もまた、面会のたびに保護者が大量のお菓子を持っ

てくるために、急に食べ過ぎて児童がお腹をこわすということがあった。「修善寺の初めての面会の時、大部分の人は夜吐いてしまった。そして消化剤が飛ぶように売れたものだ<sup>(31)</sup>」という回想や「とに角面会の度に胃拡張になっちゃうんだ」<sup>(32)</sup>などの回想が複数見られる。清岡の日記にもその様子は次のように語られる。

九月月二十八日 木

第一回父兄面会の第一日。早くついた父兄も午後の坐学の終わるまで待たしておいたことがよろしかったらしい。おみやげの食料の多きこと各館に自動車二輛づつ。自由時間に食べさせすぎてもどしたる者第二

学寮に数名あり。(後略)

十一月十五日 水

(中略) 第二回父兄面会今日より始る。野田屋。小高氏の発意ならん。泊る人多く全員に対するスシのミヤゲ等教員を困らせること多し。

しかし、こうして保護者が食材を運んでも、元の旅館との契約が、低い料金設定では児童によい食物を与えることには限界があったのであろう、当時、契約の旅館に一般の宿泊客が泊り、「そっちのほうには十分においしいものが行く。スキヤキかなにかしていい香がしてくる<sup>(33)</sup>」というようなこともあった。

疎開学園の経営は、こうした食費の見直しのみならず、当初の予算全体の建て直しの必要<sup>(34)</sup>があり、後援会委員は後援会費の追加を決定する。「以前振込を加へて九口になるやう(仮087)」緊急の振込みを父兄に要請、父兄会で説明をした。

九月十三日 水

10時31分三島発の汽車にて帰京。午後3時父兄会今日は後援会長秋山氏のお話（会費を9口とするこ  
と）太田氏の現地報告を重なることとする。後援会を主とした父兄会は前例なきことなり。後委員達の相談  
八時すぎまで。

すでに保護者は通常の疎開費十円に加え、一口十円、二口以上の後援会費を負担し、有志といえども多くの  
人がこれ以外に寄附をしている。決して少ない負担とはいえないが、しかし清岡の手元に残るメモには「九口  
ノ会費ヲ納メ得ザル事情ノ者ハ五指ヲ屈スル程度ナリ」とし、会費の一ヶ月の用途を示すことで「コレニヨリ  
未納入ニヨリ学園運行ニ如何ニ影響アルカヲ御考慮ヲ願フ」としている。<sup>(35)</sup>

### (3) 行政との関係

一般の国民学校の場合、集団疎開の経費は、生活費の一部として一ヶ月十円を保護者に負担させ、残りは都  
が負担するというのが建前であった。<sup>(36)</sup> 認定学校に対しては、昭和十九年七月二一日、東京都は「認定学校児童  
疎開促進ニ関スル件」<sup>(37)</sup> という通牒を出している。このなかで疎開の経費に関して基本は「設立者及保護者ニ於  
テ負担スルモノトス」として、ただし「予算ノ範囲内ニ於テ」という条件つきで、「輸送ニ要スル経費」「宿舍  
ノ借上及設備に要スル経費」「食費」「寮費」「開設費」は都が負担するとしている。実際に、清岡は都の教育  
局長に予算の不足を訴えて補助を申請し、また先の例のように、保護者からの資金集めにも力を入れた。しか  
し、都からは渋谷区長を通じて、九月四日に次のような通牒が慶應幼稚舎長宛てに届けられた。

学童集団疎開実施ニ伴ヒ保護者ノ醸出金募集ニ関スル件

学童ノ集団疎開実施ニ伴ヒ諸経費ト充当スル為ト称シテ参加児童ノ保護者ヨリ一時又ハ継続的ニ相当多額ノ醸出金ヲ募集シ居ルモノ有之哉ニ及聞為右ハ一般保護者ノ負担ヲ極力軽減シテ集団疎開参加ヲ容易ナラシメムトシタル方針ニ副ハサル感アルノミナラス事ヨリ集団疎開ヘノ参加ヲ断念スル者ヲ生ズル虞レナシトセサルベク学童疎開ノ円滑ナル促進上遺憾ノ事タルヲ以テ爾今本件ニ付テハ左記ニ依リ処理シ貴官ニ於テ学校長ヲ督励して嚴重御取締相成度此段及通牒候也

記

一、集団疎開実施ニ伴フ経費中保護者ノ負担スル額ハ都所定（児童生活（ママ）費ノ一部トシテ月額十円ヲ徴収ス）ノモノノミト

（中略）

四、集団疎開ノ実施ニ伴ヒ所定負担ノ外ニ保護者ニ対シ経費ノ醸出ヲ求めムトスル者ハ予メ其ノ事由、金額、徴収方法等ヲ具シ区長ノ許可ヲ受ケシムルコト

五、区長ハ醸出金額、徴収方法、費途等ニシテ適当ナラスト認ムルトキハ之ヲ修正ノ上許可スルコト既ニ醸出セシメタル者ニ対シテハ其ノ全部又ハ一部ヲ醸出者ニ返還スヘキコトヲ命スルコト（後略）

【資 05043】

この通牒に対して、清岡たちがどのような対応をとったのか、具体的な史料は手元にない<sup>(38)</sup>。しかし、幼稚舎後援会における九月中旬の追加徴収は、塾長、理事の承認を得ていること（九月十四日）、また、これほど高

額の集金ができずに困ったというような記述もないことから、この計画は実行されたものと考えられる。通牒があつた直後の九月八日に、清岡は、渋谷区長の召集により渋谷校長会と奉仕会長会に出席し、後援会の会長秋山と菅原も同席した。ここでは「結論として一般国民学校も食費を十円（内5円は奉仕会費）増すこと」が決定し（九月八日）、また、次に示すように、渋谷区に各校連合の援護会を結成することも決められた。

9月8日 渋谷区校長会（中略）

9、援護 区に集団疎開援護会を各校奉仕会の連合により作る

父兄より毎月一口一円、最高（10円標準）五円抛出。そのうち三円はオヤツ。持志家の寄付を受ける。現在四二円かかつてゐる。（人件費を含まず）（中略）

9月8日 1 p m 奉仕会長会

渋谷区学童集団疎開援護会

各校教育奉仕会、校長、区長、その他により組織す。（月に児童1人5円標準）

オヤツ1日10銭 月に3円

食費 20 （中略）

野菜は一日45円を目標とす。修善寺は始めには20円弱（後略）

【坂0187】

この援護会の設立に関しては、元々綿密とは言い難い疎開計画の実施にあたり、想定外の事態に対し工夫して児童の生活を守ろうとする保護者や学校の試みと、そうした事態を、根本的に解決することも、金銭的に満

たすこともできないにもかかわらず、統制下に封じ込めようとする行政の動きが現れているように思える。この後、清岡と後援会長秋山はこの援護会の理事に委嘱される。その通達には、各疎開学園の「生活及教育ニ関スル統制」をしようとすゝる区の意図がより明確に示されている。

今般貫下ヲ本会理事ニ委嘱候条御協力相煩度候也（中略）

昭和十九年九月十日 / 渋谷区集団疎開学童援護会長 / 渋谷区長 磯村英一

慶應幼稚舎主任 清岡暎一 殿

記

一、本会ハ関係方面トノ相互連絡ノ下ニ集団疎開学童ノ生活及教育ニ関スル統制アル援護助成を為スヲ以テ目的トス

二、学校奉仕会ノ学童集団疎開ニ関スル事業ハ本会ノ指導統制ノ下ニ且本会ノ承認ヲ経テ実施スルコト

三、各学校奉仕会ニ於テ疎開学童ヲ対象トスル費用ハ一人月五円ヲ基準トシ一円乃至十円ノ範圍ニ於テ出費ヲ求ムルコト

但シ右金額ハ経費以外ノ出費トス

四、本会ニ於テ特ニ統一的ニ実施ヲ要スル事業費ハ各校奉仕会ヨリノ醸出トスルコト（後略）【資 00038】

清岡は常任理事になつてはいるものの、援護会に関するその後の記述は手元の史料には認められず、どのような形でこれに係わたつたのかは不明である。「援護会会則並運営等ニ関スル件」<sup>(39)</sup>には「去ル十月二日本区役所

二於テ第一回本会常任理事会開會」とあり、清岡の十月二日の日記にも「午後渋谷区役所に奉仕会長会議あり。安井と高橋立身（疎開学園副園長——筆者注）出席」とあるので第一回の会議から代理を送っていることが分かる。この日は東京の幼稚園舎で集団疎開に参加していない。一・二年生の始業式が朝から執り行われているため、清岡は前日から東京に来ていた（十月一日、十月二日）。具体的な当日の日程は分からないが、少なくとも、無理をしてまで出る会議でないという位置づけがされていたといえる。この日を最後に奉仕委員会や援護会に關する記事は日記に登場しない。このことから幼稚園だけでなく後援会もこうした区の組織とはある程度距離をとっていたと推測される。

幼稚園舎疎開学園の基本的な予算は都の統制下に入っていた。しかし、修善寺に行つてからの実際の子算内訳は、本契約という形で、幼稚園舎が正規に納める金額以外に、それを補つて、後援会から支払うという形をとっている。

九月分（8月25日—9月24日）旅館へノ支払

疎開学園負担（本契約—筆者注）

後援会負担

	円		円	銭
野田屋	5094	4243	09	
仲田屋	7138	5157	95	
涵翠閣	2631	3209	85	
計	14863.00	12600.89		

児童340人 1人当り 43.71

【仮087】(以下、予算の詳細はこの史料からの引用とする)

この本契約は、「町役場に警察の人、その他の人、大勢立会い」のもと「渋谷区長代理来り」て旅館と結んだものである(九月十七日)。現段階で確認できる本契約は人数の変化による以外には基本的には料金の変化はない。この本契約に含まれるものは宿舎料(畳一帖あたりで計算)、食費、電灯水道湯料、作業員という項目で、旅館ごとに計算されているが、単価は同じである。

一方で、後援会の支払は本契約を補うものだけに、複雑で、十月二十五日の後援会委員会の報告では、九月分は結局二万七千九百二十五銭と本契約の倍近くになっている。うち、食費が一万七千二百一十九銭を占める(この中には六千円の蜂蜜代を含んでいる)。他に在京費、交通運搬費、臨時費など諸経費がここから出ている事が分かる。このように、行政が結んだ本契約は、経費の一部にすぎず、さまざまな出費はその都度後援会費で補っているのである。都からの補助金を求める活動は、清岡によって八月からなされているが、おそらくよい結果ではないのであろう、他の認定学校との連携のもと「公立と同等の補助」を求め(十一月十日)塾長名義で再度都に補助金の申請を行っている。しかしその補助金の内容は一人あたり三七円、九月の本契約が一人あたり四三円七一銭なのでそれも満たすことができない。公立の「父兄よりは十円とおさへ」残りらは都が負担するという計画からすると、むしろまったく逆の結果となっている。この申請文書を以下に示す。

(前略) 学童集団疎開ハ国家ノ要請ニ基キ国策ニ順応セル施設ニシテ之ニ要スル費用ハ官公私立学校ノ  
 区別ナク平等ノ補助ヲ受クベキモノト思料仕り候。之ガタメ特ニ多額ノ入費ヲ保護者ニ負担セシメザル



ヤウ念願仕り、食費（一名一ヶ月二十円） 宿舍借受費（一名一ヶ月十四円） 寮費（一名一ヶ月三円） 等  
ニ対シ御補助相成度ク左ニ一ヶ月間ノ經常費収支ノ實際ヲ相添ヘ此段及申請候也。

經常費収支一覽（九月份）

収入

一、学園費（一名一ヶ月十円） 金 三、四〇〇円也

一、東京都ヨリノ補助（一名一ヶ月十円ノ予定） 〇

一、当校奉仕会ヨリノ補助 金 一八、九〇八円也

合計

金 二二、三〇八円也

支出

一、食費（一名一ヶ月二十円） 金 七、五二〇円也

一、宿舍借受費（畳一帖一ヶ月十円） 金 八、三四四円也

一、寮費（電灯、水道、湯料ソノ他） 金 一、一二八円也

一名一ヶ月三円

一、人件費ソノ他（選任校医看護婦を含ム） 金 五、三一六円也

合計

金 二二、三〇八円也

（説明）

収入ニツキテハ九月二八日都ヨリノ補助ナキタメ学園費奉仕会費ヲ合セテ児童一名ニツキ保護者ノ負担金

六五円六一銭トナル

支出ニツキテ宿舍借受費ハ本契約ニ實際使用ノ大広間ノ料金ヲ含ム。

【資 05062】

ここに明示されている支出項目だけでは、学園運営は成り立たないことはすでに見た通りである。都へ補助金を要求する文書のため、本契約をもとに、分かり易い収支報告になっているのであろうが、実際は保護者の負担はもつと重いと考えられよう。

#### (4) 旅館との交渉

後援会の主な仕事は父兄との連絡や、食事を含む恒常的な疎開学園の環境整備などがあげられるが、医師の派遣、牛乳供給を目的とした乳牛の購入や、木炭の収集は、特に、後援会主導でなされた大きな事業といえよう。そうした後援会が深く係わった事業のひとつに、旅館の運営の問題がある。

当初、幼稚舎の疎開学園は三つの旅館に分宿という形をとっていたが、「不便であり、また不経済であつて、これを一館にまとめた<sup>(40)</sup>との希望」が疎開直後から出ていた。また、空襲が日増しに酷くなる中で、東京の二年生の授業をどうするべきか、ということが、幼稚舎全体を統括する清岡にとって懸案のひとつとなった(十一月十一日)。その頃、後援会の近藤との間に「大仁ホテルを買入れて一二年生を交へて幼稚舎全員の疎開(十一月十六日)」をする計画をしたりもしている。こうした背景のもと、仲田屋直営への動きが、その後活発になされていく。

そもそも宿舍の食事状況は初日から酷く、「夕飯のときにお膳について、あまりに食料が悪いので驚いたわけです。お皿の上に何か黒いものがついている、それがあとでいものツルだということがわかりました<sup>(41)</sup>」とい

う状況であったので、後援会としても食事の問題を第一に気にかけていたようである。十月の後援会の報告では、自営以外に方法はなく、まず、全館提供の意思を示した涵翠閣から交渉にあたることとしている（資59123）。

仲田屋に関しては、清岡が十月二十五日に「渋谷区長を訪ね、疎開学園のこと、仲田屋が一般客をとらぬやうにしたこと、幼稚舎の料理人を入れること。後日は生徒を移すこと等の了解を得」ている。このように後援会の運営が本格化、多様化するにつれ、「現地事務責任者」を置く必要性が認識され始めた。清岡は、遅くとも十月半ばには理事に働きかけをし、「既二人事予定アルモノ、如く」と楽観的な判断を下している（資05123）。しかし、実際は容易に事が運ばず、結局後援会委員の力を借りることになった。

十一月六日 月

九時 理事会に出席、修善寺に事務員を送ることを中心に要求。西村理事は旅館に請負させたものなら事務員の用はない筈とて議論むづかしく手にあわず。（後略）

十一月九日 木

（前略）午後二時より三田に後援会委員集り西村理事と懇談。秋山、菅原、小高。太田、石川、近藤出席。平山君（平山栄一——筆者注）も来る。四時過ぎまで。平山君を後援会事務長として修善寺に行くことを定む。

西村理事もやうやく理解行きしはさすがに委員達殊に秋山の貫禄なり。

そして、この日の話し合いの内容は以下のメモに残っている。

秋山、菅原、戸谷、太田、西村、清岡

秋山氏よりの説明、現地に於て教員は教学にのみ専念し supply と旅館との交渉等を専任する人が必要。

請負と直営との combine がよろしいと思ふ（中略）

予算も今までは大ざっぱであった。事務長を中心に事を進めたい。

【資 0187】

このように、人事の問題もまた、後援会委員の力で事が解決している。そしてこの話し合いでは、後援会を含む疎開学園の現地の方針として「請負と直営との combine がよろしい」と考えていることが分かる。涵翠閣は最初に全館提供になったが、十一月六日の理事の発言からしても、涵翠閣は請負のままでもいくつもりなのであろう。一方、仲田屋は、十一月下旬になると、直営を行うという話が続けて出てくるようになり、その交渉は、清岡の日記に出てくるだけで、十一月二十二日、二十三日、十二月一日、二日、四日、七日と続く。交渉の中心は、「さすがに社長。人情を知り、事の所理に有能の人なり（十一月二十二日）」と清岡に評された菅原を中心とした後援会委員と、先の話し合いで事務長就任を期待された平山である。

そして、十二月八日には、後援会委員会が執り行われ、以下のような事が決定する。

十二月八日 委員会決定事項

出席者 高橋立身先生、秋山会長、

安井、近藤、戸谷、小高、菅原

一、仲田屋ヲ借家スルコト

一、右ニヨリ自家経営スルコト。(コレニヨリ自信ヲ得タル時機ニ、

野田屋ヲ一般国民学校ト同額給食トシ、追加食事ヲ支給スルコトヲ

原則方針トス。)

一、久保田氏(久保田耕一——筆者注)ヲ後援会常置事務担当者トシ委員会決議事項ヲ実行ニ移ス。

一、仲田屋自営自炊ハ菅原卓ヲ実行委員長トシ推進スルコト(中略)

一、仲田屋追加金ニツキテハ原則トシテ教員家族ヲ収完セザルコト。

一、使用人ボーナスハ一ヶ月分支給、幼稚舎ヨリ引継人ハ前例ノ%ニヨルコト

【資 05093】

「教員家族ヲ収完セザルコト」の太字の部分は、一度書いたものを消して太字で書かれている。五日の教員会議では「教員家族の仲田屋に疎開すること」という一文があることから、この会議で方向転換が行われたものと思われる。会議のこの点に関する詳細は、会議に参加した高橋立身が、清岡宛に書いた書簡に詳しい。

(前略) 仲田屋を全館提供にすること、これは前回決議通り実現を期すること。六千円の要求もいれる。だがここで一つの注文、空いた室に教員の家族を泊めることはお断りしたい。これは相当父兄のうるさい者もあり後援会委員としても責任を持たねばならないことであるし、ここは公私混同をさけて一応生徒本位にしておきたい。とい御趣旨ニヤヤでした。

そこで疎開御家族の方々については野田屋あたりに交渉されてそこに居られる方が誤解をうけないで奇麗

だらうとの事です。一畳十円の割で出せばよい様なもの、全館提供の意味は、教員家族の収容といふ意味のものではないからこの際はこゝを明白にして事の成功をはかりたいとの全員の御意見です。

その二

教員布団借用の件これはいやなことです、月々そのために千円の支出をしてゐるから、これは御銘々のものを御使用になつていただきたいといふ決議

(中略)

その他教項目がございしますが、私の依頼されたのは一と二のことです。これは余り大きな声ではいへませんが、とかく父兄はうるさく先生方について兎角の批評があつて困るといふのです。教員側としてこんなことに一々弁明するのも馬鹿馬鹿しく、要は李下に冠を如くケジメは明白にして置いた方が得策と思ひます。こんな云々のことを先生方にお話するのは本当にお気を害することですから、先生の方で余程うまくこの始末をされる様お願ひします。

十二月八日夜

高橋立身

清岡先生

【資 05141】

「その二」の教員の布団の件は後援会支出の内訳のなかでも、一見して高い割合を占めてゐるので、保護者からの苦情が出て致し方のないようなものであるが、五日の会議ですでに「教員のフトンを持つて来ること」との項目があるため、この委員会以前にこういった話があつたのであろう。一つ目の、教員の家族を泊めるために仲田屋を全館提供にするのではない、という理屈も、月々少なからぬ会費を払つてゐる保護者にしてみれ

ば、当然とも言える意見である。しかし、後援会がこうして「生徒本位」の原則を主張し、教員の行動を規制していたことは特筆に値する。このように保護者と教員の関係を、中間で調整をはかるといふことも、後援会の重要な機能であった。

こうした保護者の批判に影響を受けたのか、八日の清岡の日記には、入院中の教員を見舞った際に、教員の家族の疎開について話したこと、「折角部屋がありながら実行には色々な困難あり」という感想が書かれている。

仲田屋との契約は、十二月十日に結ばれ、十五日から直営が始まった。

十二月十日日 日

午前中菅原、平山、久保田と懇談。午後松原先生、小高氏も交へて仲田屋主人内儀と全館提供、直営の契約を作る。簡単なる覚書程度の契約書なり。

十二月十五日 金

午前中平山、久保田、大島と懇談。今日より仲田屋、直営となる。大いに実績をあげざるべからず。

その「簡単なる覚書程度の契約書」は、印紙は貼つてあるものの、慶應義塾の用箋に手書きで書かれた二枚一つづりのものであった。契約者の箇所に旅館の主人、幼稚舎主任と並んで、後援会の代表として菅原の名前が連ねてある点が、宿舎運営、延いては疎開学園全体の運営に係わる後援会の地位を象徴している。

契約覚書

一、月額金六千円也

右ヲ以テ全館借受料トス。但シ諸条件ハ借家ニ準ズルモノトス。

一、従業員ニ関スル事項ハ従来ノ条件ヲ以テ引継グモノトス。

一、期限ハ渋谷区トノ本契約ニ準ズルモノトス。

一、契約細目ハ別紙ニ於テ定ム

仲田屋旅館 植田平吉 印

幼稚舎代表者 清岡暎一 印

同後援会代表者 菅原卓 印

契約は昭和十九年十二月十五日ヨリ有効トス

昭和十九年十二月十日

契約細目

一、月額賃貸料金六千円ニハ家賃、器具使用料、作業員寝具損料、食料品置場、燃料置場等一切ヲ含ムモノトス

一、学園関係者寝具使用料ハ一日二円トシノ他ノ者ハ三円トス

一、渋谷区ト仲田屋トノ間ニ締結セラレタル本契約ハコレヲ存続スルモノトス。

一、仲田屋家族使用ノ室、並ニ二十三、四号室ハ除外ス 以上

【資 05091】



最終的に仲田屋は、翌年春、新年度の契約内容の交渉の折り合いがつかず、引き上げが決定、昭和二十年四月十三日以降、疎開学園は涵翠閣、野田屋の二館となる。<sup>(43)</sup> 仲田屋との争点の一つとして家賃の問題が見て取れる。<sup>(44)</sup>

三月三〇日

午前十時頃より、吉田先生、吉武先生、小池先生来寮、大島、渡辺両先生を加へ、仲田屋主人、植田平吉氏と談合、その結果、午後より再び談合、夕刻に及ぶ。(宿舍費貸契約の内容改善について六条件を出して相談す)

条件

一、衛生設備(便所、洗面所、湯殿)不備の点を直す / 二、教員家族問題 / 三、非常口(階上より直接)増設 / 四、在庫物資の提供 / 五、植田家族の食事を学園と別個となす / 六、家賃五千円に引き下げ

午後一時回答を待つこととし、野田屋に帰り主人の了解を求む、午後一時再び仲田君<sup>(45)</sup>主人と面会、五千五百円まで引下げたるも五千円に折合つかず(後略)

おそらく空襲の影響であろうと思われるが、『日録』には三月五日に「小高、小坂両氏の好意に」<sup>(45)</sup>よって、六年生が帰京のため移動証明書を取得した、という記事以降、後援会委員の名前は出てこなくなる。三月の末に始まり、四月に契約解除が決定するまでに行われたとの交渉でも、名前が挙がっているのは教員ばかりで、一人の委員の名前もないことからして、この再交渉は、教員のみによって進められているといえる。このこと

は、後援会委員の不在が交渉に少なからぬ影響を与えたことを示唆する。

#### 四 むすびにかえて

慶應義塾福沢研究センターに所蔵されている清岡暎一の日記は、昭和十九年十二月十七日の記述を以って途切れている。『日録』によればその辺りから清岡は体調を崩し、年明けには一時面会謝絶になるほど容態は切迫していた（二月十五日）。そのため、清岡の目を通して見た後援会の活動は、幼稚舎疎開学園の準備から初期にかけてと期間が限られてしまった。今回使用した史料は、あくまで教員、それも現場が主でない主任という特殊な立場の目線が中心になっており、相当に史料に偏りがあることは否めない。しかしその立場であるがゆえに後援会委員との直接の接触の機会も多く、幼稚舎の後援会がどのような活動を行っていたのかが、いくらか具体性を帯びて見えてきたのではないかと考える。

これらの史料から総じて言えるのは、幼稚舎の場合は、後援会の存在が非常に大きいということである。教員からも、後援会の人たちは「熱心に応援してくださつて」<sup>(46)</sup>「よくお世話して下さつた」<sup>(47)</sup>などという回想の言葉が出ており、『幼稚舎史』でも「特に委員の中でも近藤政章、菅原卓、小高信、戸谷富佐雄、安井治兵衛等の犠牲的貢献努力を忘れてはならない」と記載されていることから、彼らが果たした役割の重要性や、教員たちからの信頼度が分かる。このことは児童を直接世話し、教育活動にあたった教員との分業が確立しており、後援会が果たした機能が疎開学園の一翼を担っていたことを示すものであろう。

こうした学内の状況とともに、私立学校の疎開学園の実態や行政との関係は、公的な帳簿などの史料の収集

に努め、今後さらに深めていく必要があると考える。また、幼稚舎は昭和二十年六月三十日、修善寺を出発し、青森県西津軽郡木造町へ再疎開することとなる。一般には疎開の後半の方が、物資不足がますます深刻になると言われる中、空襲の激化や東京からさらに遠方の疎開先と環境も大きく変化し、幼稚舎の後援会活動がどう変化していったのか、ということも継続して明らかにしていく必要がある。

東京第二師範附属国民学校で疎開生活の「総監督」を務めた人物が、「ただ、子どもたちのために骨をおるだけではだめなのね。政治折衝が必要な<sup>(49)</sup>」と述べているように、戦時中の集団疎開という特殊な状況において、学校は、通常の教育活動以外に、より高い政治的交渉能力が必要とされたが、幼稚舎の場合、殊に修善寺疎開期間に関しては、その点における後援会委員たちの果たした役割は、看過できないものである。

#### 注

(1) 逸見勝亮「日本学童疎開史研究序説」『北海道大学教育学部紀要』第五一号、昭和六十三年、一九頁。これまでの疎開に関する記述(研究)は、疎開経験者による回想記録などが主であるため、彼らの疎開体験の慌しさや、疎開自体を六月三十日に「あたかも降って湧いたかの如く」語らせているとしている。

(2) 豊島区立郷土博物館が「さやうなら帝都勝つ日まで」(昭和六十二年)「子どもたちの出征」(昭和六十三年)という特別展を実施、品川歴史館が昭和六十年に開催した企画展「品川の学童疎開」の史料を元に『品川の学童集団疎開史料集』(昭和六十三年)を発行している。さらに、豊島区でも『豊島の集団学童疎開資料集』の刊行が平成二年から始まり、現在第八集(平成十六年)まで刊行されている。

(3) 前掲、逸見、一三三頁。

(4) 豊島区郷土資料館編『子どもたちの出征―豊島の学童疎開・2』豊島区教育委員会、昭和六十三年、五九頁。

- (5) 慶應義塾幼稚舎編『稿本慶應義塾幼稚舎史』一九六五年、六五三～六七七頁。青山学院編『青山学院九十年史』一九六五年、四七〇頁。成城学園編『成城学園八十年史』平成十年、八七～八九頁など。
- (6) 前掲『幼稚舎史』六五四～六六〇頁。
- (7) 清岡暎一著『Autobiographical Sketch 1902-1964』一九六四年、慶應義塾幼稚舎所蔵（以下『手記』と記す）。この『手記』には、『幼稚舎史』の編纂に当たっていた、清岡と同時代の幼稚舎教員、吉田小五郎宛の文章が付いており、同書の中にも一部この『手記』より引用されたと思われる部分が存在する（『幼稚舎史』五七九～五八〇頁）。
- (8) 前掲『手記』。
- (9) 研究会は体育や算数、生活科といった教科ごとの研究、改革を行ったもの。自治委員会は「清岡が最も熱心に、身をもって主催した」といわれる、生徒による討議の場である。前掲『稿本慶應義塾幼稚舎史』五九〇～五九五頁。
- (10) 同前『幼稚舎史』六二七～六三五頁。
- (11) 前掲『手記』。
- (12) 前掲『手記』。
- (13) 前掲『幼稚舎史』五七九頁。
- (14) 福沢研究センターが二〇〇二年に清岡家より寄贈された日記は昭和十九年一月一日～四月十日（仮0008）と四月十一日～十四日（仮0005）、四月十五～八月五日（仮0200）、八月六日～十二月二十一日（仮0007）の四冊である。以下特に表記のないものはこの日記からの引用とする。なお、引用する史料の傍線は総て筆者による。
- (15) 佐藤秀夫「総論 学童疎開」『学童疎開の記録1』、大空社、平成六年、九頁。
- (16) 逸見勝亮著『学童集団疎開史』大月書店、一九九八年、九三頁。
- (17) 前掲『学童疎開の記録3』四八一～四八四頁。
- (18) 「東京都教育局学童疎開関係文書」東京都公文書館蔵。

(19) 前掲、逸見、九九頁。

(20) 慶應義塾幼稚舎編『慶應義塾幼稚舎日録』（以下『日録』と記す）三三〇頁。

(21) 一例として、渋谷区笹塚尋常小学校の教育後援会は、昭和二年に会則ができてその後も続いているものである。後援会の主体を在籍児童の保護者による正会員と、父兄以外で資金を醸出している賛助会員、名誉会員の三種に分けている（渋谷区教育委員会『渋谷区教育史 史料編』平成四年、五四七頁）。このように、既存の後援会も必ずしも在校生保護者のみで組織するというわけではなかったようである。

(22) 仮0181には、この日の模様が次のように記されている。

七月二十八日發起人会（午後2時より幼稚舎会議室）開催。清岡主任菅原卓君を紹介。菅原君より説明あり。原案通り成立。

秋山孝之輔氏を会長に菅原卓氏を副会長に推す。

發起人の諸氏深き理解と熱意を示さる。

(23) 七月三十日。この日は後援会の発足式以外に「疎開先の発表の予定なりしところ、未だ指示を得ず。父兄達失望」ということもあった。

(24) 『幼稚舎史』六七四～六七五頁にある会則と異なる点は以下の通り。

〔案〕

〔稿本慶應義塾幼稚舎史〕

第四条 本会ハ幼稚舎在校生ノ父兄ヲ以テ組織ス ↓ 本会は幼稚舎父兄を以て組織す  
五条 役員ノ任期ハ二年 ↓ 役員ノ任期は一年

(25) 前掲『幼稚舎史』六七五頁。

(26) 慶應義塾幼稚舎発行「仔馬」昭和三十年二月号、九四頁、吉田小五郎による発言。

(27) 小委員会委員と主な後援会委員の肩書きは以下の通り。

秋山孝之輔（大日本製糖会社専務取締役）・菅原卓（菅原電気会社取締役）・太田正雄（三井銀行）・小高信（齒科医師）・近藤政章（化学工業）・戸谷富佐雄（品川運輸株式会社取締役社長）・安井治兵衛氏（福富興業会社社長）

(28) 前掲『幼稚舎史』六七五頁。

(29) 修善寺にいる後援会委員の太田氏から東京の清岡に宛てて以下の書簡が送られている。

取急ぎ一筆申し上げます。／横浜浜田氏斡旋の魚（イワシ）一樽本日午後三時入荷の由にて当方より受取りに来る様に架電有之。当方よりハ小此木君に行ってもらいましたが、二人でなければ全生徒分もてぬとの事です故天現寺本部から一人小此木君と同道にて修善寺派遣方御願申します。／時間は午前八時半迄に必ず横浜浜田氏の許へ行く事の確約です。明日御来駕御待ちしてゐます。／今日は野田屋ではおはぎをお八つに出しました。／九月八日夕  
太田生

清岡先生

【資05144】

(30) 前掲「仔馬」七二頁、「修善寺日記」。

(31) 同前「仔馬」昭和二十九年十二月号、八〇頁。

(32) 同前「仔馬」昭和三十年二月号、五九頁、増田隆正による発言。

(33) 前掲「仔馬」昭和三十年二月号、九四頁、吉田小五郎による発言。

(34) 八月二日とその後にもう一度、清岡によって東京都教育局長宛てに補助金の申請が出された可能性がある。そのうちの二通目の下書き（日付なし）には以前に提出した予算と比べ「今回渋谷区長より指定されたる修善寺の宿舎」の借受量が倍であることを述べた上で、「その他一般予算も立直しの必要あり」としている（資05078）。

(35) 資05055。筆跡から清岡映一以外の、教員か後援会委員の人物によるものである可能性が高い。

(36) 「国民学校長会議ニ於ケル指示事項」前掲『渋谷区教育史 史料編』五六六頁。

(37) 「東京都教育局学童疎開関係文書」東京都公文書館蔵。

- (38) 九口の追加振込みや九月十三日の父兄会に関するメモ書がなされている箇所「区長の話」「区長への報告」とあり、通達に従って区長へ報告した可能性もある。(仮0187)。
- (39) 同前『渋谷区教育史 史料編』六〇三頁。
- (40) 前掲『幼稚舎史』六七一頁。
- (41) 前掲「仔馬」九四頁、吉田小五郎による発言。
- (42) 仲田屋への後援会の支払の内訳は「供食」「広間」に継ぐ三番目に「寝具料」が来ている(仮0187)。
- (43) 前掲『日録』三五六頁。
- (44) 同前『日録』三五五頁(第二寮日記)。
- (45) 三月十四日に「小高夫妻は十二日の夕刻まで行方不明の由、六年生が帰京した十日の朝空襲のため兩人とも焼死されしもの、如く遂に消息不明、六年小高信夫の父兄なり」(寮日記)三四五頁、とあるのみである。
- (46) 前掲「仔馬」九四頁、吉田小五郎による発言。
- (47) 同前「仔馬」九四頁、吉武友樹による発言。
- (48) 前掲『幼稚舎史』六七五頁。
- (49) 前掲、長谷、二四頁。

【付記】幼稚舎所蔵史料の閲覧に際しまして慶應義塾幼稚舎教諭、岩崎弘先生に大変お世話になりました。深く感謝の意を表します。